○香南香美老人ホーム組合の職員定数条例

昭和４３年３月３０日

条例第９号

改正　昭和43年8月30日

昭和44年6月25日

昭和47年2月24日

昭和49年10月16日

昭和62年3月30日　 条例第9号平成7年12月26日　 条例第4号

平成8年12月26日　 条例第3号

平成12年3月29日　 条例第3号

平成14年12月26日　条例第6号

平成18年2月22日　 条例第1号

平成25年12月27日　条例第7号

平成29年3月29日　 条例第2号

平成30年3月29日　 条例第2号

令和元年12月24日　 条例第5号

（定義）

第1条　この条例で「職員」とは、香南香美老人ホーム組合のそれぞれの事業所に、常時勤務する一般職に属する職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項各号に掲げる職員である者、同法第２２条の３第１項の規定に基づく臨時の職を占める者及び同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）をいう。

（職員の定数）

第２条　職員の定数は、次のとおりとする。

（１）　介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所

ア　特別養護老人ホーム三宝荘　　　　　　　　　　５０名

イ　特別養護老人ホーム白寿荘　　　　　　　　　　２８名

（２）　通所介護事業所

ア　デイサービスセンター三宝通所介護事業所　　　　６名

イ　デイサービスセンター白寿通所介護事業所　　　　３名

（３）　居宅介護支援事業所

ただし、この事業所においては、他の事業所と兼務することができる。

ア　三宝荘居宅介護支援事業所　　　　　　　　　　　２名

イ　白寿荘居宅介護支援事業所　　　　　　　　　　　２名

（４）　養護老人ホーム白寿荘　　　　　　　　　　　　１１名

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和４３年４月１日から適用する。

附　則（昭和４３年８月３０日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４３年１０月１日から適用する。

附　則（昭和４４年６月２５日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４４年７月１日から適用する。

附　則（昭和４７年２月２４日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４７年４月１日から適用する。

附　則（昭和４９年１０月１６日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４９年１０月１日から適用する。

附　則（昭和６２年３月３０日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和６２年４月１日から適用する。

附　則（平成７年１２月２６日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年１２月２６日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年３月２９日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附　則（平成１４年１２月２６日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。ただし、香美郡老人ホーム組合の職員定数条例の一部改正中第２条の改正規定は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２７日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成２９年４月１日より施行する。

附　則（平成３０年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２４日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。